

第 5 号議案

令和 7 年度事業計画

本会の目的のため、次の諸事業を行う。

1. 総会及び理事会の開催

本協会の一層の発展を期するとともに、運営の円滑化を図るため、総会及び理事会を開催する。

2. 河川等功労者表彰

県内の治水、利水並びに海岸保全及び災害復旧事業の促進に功労のあった団体又は個人に対し、表彰を行う。

3. 河川及び海岸保全事業の促進運動

重要水系河川及び都市河川対策の強化、河川環境整備の推進並びに海岸保全施設の整備など、県内河川海岸事業が大幅に促進されるよう国及び県に対して要望する。

4. 災害復旧事業の促進運動

毎年発生する災害に対し、公共土木施設の早期復旧を図るとともに、災害関連事業の促進、災害復旧制度の拡大等について、国に対して要望する。

5. 河川海岸愛護思想の普及啓発

県民の河川・海岸美化意識促進のための事業を行うとともに、県の行う各種行事に協賛し、県民に対する河川海岸愛護思想の普及啓発に努める。

また、県民の河川・海岸美化運動の一層の推進を図るため、清掃活動等を実施する団体等に草刈機の無償貸付を行う。

6. 関係事業への参加・協力

当協会が会員として加盟している公益社団法人日本河川協会及び評議員に選任されている全国治水期成同盟会連合会や、県、社団法人全国防災協会、社団法人全国海岸協会

等団体の行う各種大会及び水防活動等に対して参加・協力する。

7. 川メール「清流」の発行、配布

会員に対し、国や県の行う河川海岸関連事業に関する情報、市町における先進的な取組の事例など、各種の情報提供を図ることを目的とした川メール「清流」を発行し、配布する。

8. 出版物の斡旋、配布、協会ホームページによる情報提供

会員に対し、河川、海岸、防災、治水など河川海岸等に関する図書及び印刷物の斡旋や配布を行う。また、関係団体及び県民等へ広く当協会の事業等に関する情報提供を行う。

9. 森・川・海ごみ削減実践活動支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の流行以来増加しているプラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、静岡県から「森・川・海ごみ削減実践活動支援事業」の河川に関する補助事業事務を受託する。

10. 河川、海岸事業等の視察・研修

河川、海岸事業等に対する認識を深め、その発展に資するため県内外における事業及び施設等を視察し、河川海岸事業等の推進について研修を行う。

11. 講習会等の開催

河川、海岸の管理及び改修事業並びに災害復旧事業の円滑な推進に資するよう、講習会・研修会を開催するとともに、日本河川協会等の行う各種講習会への参加を促進する。